

令和元年度 財政援助団体等監査（２） 監査結果措置状況

≪（公財）神戸市スポーツ協会・（公財）神戸YMCA・（株）アシックス共同企画

（北須磨文化センター指定管理者）≫

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>①売上違算の発生を減らしていく取り組みを行うべきもの</p> <p>北須磨文化センターにおける拾得現金について確認したところ、以下のような取扱いであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室等のリターン式コインロッカーの返却現金の取り忘れ、自動販売機の釣銭の取り忘れ、その他施設内で拾得された（財布等に入っていない状態の）現金については、「出納簿」に記載の上、事務室内の金庫にて保管。 ・金庫内で保管している拾得現金を、施設使用料金収受用レジの現金不足の際に充当している事例があった。また、不足と余剰を「出納簿」に記載し、その結果、当該過不足が発生した日の日報上は違算金が発生した事実が記録されていなかった。 ・また、購入代金の後納に応じていない店舗での消耗品の購入等に充てている事例があった。 <p>遺失物法第13条①は「施設占有者は速やかに物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。」となっている。</p> <p>指定管理者は売上違算が発生した場合、「有料公園施設使用料徴収業務仕様書」による処理をするとともに、経過、原因を調査し、しかるべき報告をし、再発防止策の検討、具体化とその実施というプロセスを繰り返すことにより、その発生を減らしていくように努めるべきである。</p>	<p>拾得現金及び違算金について適切に処理できていなかった原因は、拾得現金の取扱い及び違算金処理についての認識が不十分であったことが原因と考えている。</p> <p>拾得現金については、保管していた分を全て所管警察署に届出るとともに、令和元年12月1日付で「拾得物取扱要綱」を策定し、全施設に周知徹底を図った。</p> <p>また、違算金の処理についても、違算金発生時には事故報告書をあげ、「有料公園施設使用料徴収業務仕様書」に則った処理を行うとともに、原因の調査及び再発防止策の検討・実施等により、その発生を減らしていくよう努めていく。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>有料公園施設使用料徴収業務仕様（抜粋）</p> <p>第9条 乙は、徴収した料金に過剰が生じたときは、その旨を歳入徴収簿に記載し、当該過剰金を収入金とともに納付しなければならない。</p> <p>第10条 乙は、徴収した料金に不足が生じたときは、当該不足金を補填して納入し、その旨を歳入徴収簿に記載しなければならない。</p>		